

京 浜 臨 海 部 活 性 化 協 議 会 会 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、京浜工業地帯臨海部（鶴見・神奈川区の産業道路又は国道15号より海側の工業専用地域及び工業地域の一部）の活性化に資するため会員相互及び関係機関との連携の下、諸事業を展開することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、京浜臨海部活性化協議会と称する。

(事 務 所)

第 3 条 本会の事務所は、横浜市経済局企業誘致・立地課内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第1条の目的達成のため次の諸事業を行う。

- ①法規制緩和等各種要望活動
- ②京浜臨海部活性化策の推進
- ③各種調査研究
- ④会員相互及び関係機関との情報・意見交換
- ⑤その他本会の目的達成のために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、当該地域内に所在し、かつ本会の趣旨に賛同する工場及び事業所、横浜市、横浜商工会議所等をもって構成する。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	15名以内
監 事	2 名

(役員の職務)

- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
4 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員を選出)

- 第 8 条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
但し、役員が任期途中において欠員あるときは、その役員の後任者がその職務を行うことができる。
2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
3 役員は、当該地域内の意見・要望等を十分に集約し、円滑に諸事業を推進するため、各ブロック懇談区分（東部・中部・西部）を考慮し、選出する。

(役員任期)

- 第 9 条 役員任期は2ヵ年とし再任を妨げない。ただし、欠員により就任した後任者の任期は前任者の残任期間とする。
2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。

第4章 顧問及び幹事

(顧問)

- 第 10 条 本会に、理事会の推薦を得て、顧問を置くことができる。
2 顧問は、本会の目的達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
3 顧問は、学識経験のある者および本会に功労ある者等のうちから会長が委嘱する。
4 顧問の任期については、第9条の規定を準用する。

(幹事)

- 第 11 条 本会に幹事を置くことができる。
2 幹事及び幹事会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

- 第 12 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局に事務局長およびその他必要な職員を置く。
3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第6章 会 議

(種別及び招集)

- 第13条 会議は総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会および理事会は会長が招集し、会長が議長となる。

(構成及び開催)

- 第14条 総会は会員をもって構成し通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の2分の1以上から請求があったとき
 - 3 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

(議 決)

- 第15条 会議は構成員の過半数が出席しなければ議決することができない。
- 2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(審議事項等)

- 第16条 総会は、予算及び決算、事業計画及び事業報告、役員の選任、その他本会の重要事項を審議する。
- 2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事、総会に付議すべき事項、及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事等を審議する。

(書面表決等)

- 第17条 止むを得ない理由により会議に出席することができない会員もしくは理事は予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人として出席した者に表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については出席した者とみなす。

第7章 ブロック懇談会及び部会

(ブロック懇談会及び部会)

- 第18条 本会に、第4条に定める事業を円滑に推進するため、地域別のブロック懇談会を置く。
- 2 本会に、第4条に定める事業を円滑に推進するため、理事会の議決を経て、必要なテーマに応じ部会を置くことができる。
 - 3 ブロック懇談会及び部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 会 計

（経費及び会費）

第19条 本会の経費は、事業収入、補助金その他の収入により支出する。

2 本会の会費は、総会の決議をもって確定するものとし、当分の間徴収しない。

（会計年度）

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9章 雑 則

（会則の変更）

第21条 この会則は、総会の決議を経なければ変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、（事務局の機構名称の変更その他）協議会則に係る軽微な変更事項に関しては、会長が決定することができる。

（解 散）

第22条 本会は、総会の決議によらなければ解散することができない。

（その他）

第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（実施の時期）

1. この会則は、平成15年7月4日より施行する。

付 則

（実施の時期）

1. この会則は、平成26年7月7日より施行する。

付 則

（実施の時期）

1. この会則は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

（実施の時期）

1. この会則は、平成30年7月6日より施行する。

京浜臨海部活性化協議会 幹事会設置要綱

- 第 1 条 会則第 1 1 条に基づき幹事会を設置する。
- 第 2 条 幹事会は、本会の円滑な運営を図ることを目的として、次の事項について協議を行うものとする。
 - (1) 総会及び理事会に提案する議案等の作成
 - (2) その他事業活動の検討、推進
- 第 3 条 幹事会は、幹事若干人をもって構成する。
 - 2 幹事は、会員及び関係機関の実務者をもってこれに充てる。
- 第 4 条 幹事会に幹事長を置く。
 - 2 幹事長は、本会事務局長がこれにあたる。
- 第 5 条 幹事の任期は本会役員の任期に準ずる。
 - 2 幹事は、会長が委嘱する。
 - 3 幹事は、再任されることができる。
- 第 6 条 会議は幹事長が招集する。
- 第 7 条 幹事会の庶務は、本会事務局が行う。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 4 日をもって施行する。

京浜臨海部活性化協議会 ブロック懇談会設置要綱

- 第 1 条 会則第 1 8 条に基づき、本会にブロック懇談会を設置する。
 - 2 ブロック懇談会は、当該地域内会員をもって次の 3 地区とする。
 - (1) 東部ブロック懇談会（中部東、寛政、安善地区会員）
 - (2) 中部ブロック懇談会（中部西地区会員）
 - (3) 西部ブロック懇談会（千若周辺、新浦島周辺、守屋・恵比須地区会員）
- 第 2 条 ブロック懇談会は、事業推進に必要な意見集約及び事業内容、情報等の周知を図ることを目的とする。
- 第 3 条 ブロック懇談会は、本会事務局長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 第 4 条 ブロック懇談会の庶務は、本会事務局が行う。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 4 日をもって施行する。

京浜臨海部活性化協議会 部会設置要綱

- 第 1 条 会則第 18 条に基づき、本会に部会を設置する。
- 第 2 条 部会は、事業推進に必要な調査・研究活動等を目的とする。
- 第 3 条 部会員は、本会会員、関係行政機関の実務者及び学識経験者の中から会長が任命する。
- 第 4 条 部会には、部会長 1 名、副部会長 1 名を置く。
 - 2 会議は、部会長が招集する。
- 第 5 条 部会の庶務は、本会事務局が行う。

付 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 4 日をもって施行する。